

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月3日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 大本 晶之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部マーケットインテリジェンス課 細谷 毅
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部マーケットインテリジェンス課 細谷 毅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,515,150,119円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	丸紅株式会社大阪支社 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 丸紅株式会社中部支社 (名古屋市中区錦二丁目2番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	291,319株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、ステークホルダーの皆様と共に新しい価値を創出する丸紅グループの在り姿に即した経営の実践を促し、中長期的な企業価値との連動性をより高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするとともに、当社の株主還元方針を踏まえた報酬制度として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます)及び当社の取締役を兼務しない執行役員(対象取締役とあわせて、以下「対象取締役等」といいます)に対して、2023年3月29日開催の取締役会及び同年6月23日開催の第99回定時株主総会の決議に基づき、「TSR連動型譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます)を導入しております。なお、当社は、2026年6月19日開催の第102回定時株主総会の決議に基づいて指名委員会等設置会社へ移行しておりますが、指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の報酬委員会の決議に基づいて当社の取締役会長及び執行役を対象として、また、同年2月27日開催の取締役会の決議に基づいて当社の執行役員を対象として、それぞれ本制度を改めて導入しております。

本募集は、本制度に基づき、2023年7月時点で当社の取締役であった者及び取締役を兼務しない執行役員であった者に対して付与された当社の普通株式の割当てを受ける権利の確定に伴い、これらの者に対してTSR連動型譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を自己株式の処分の方法で割り当てるために、2026年8月3日(以下「本割当決定日」といいます)付けの当社の代表執行役の決定に基づき行われるものです。

本制度は、対象取締役等に対して、役位別に定めた基準額に相当する数の基準ユニットを毎年付与し、3年間(以下「評価期間」といいます)における相対TSR(注2)の達成度に応じて、評価期間終了後に、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社の普通株式(以下「本株式」といいます)を付与するものです。対象取締役等は、相対TSRの達成度に応じて当社より支給される金銭報酬債権の全部を現物出資するのと引換えに、本株式の発行又は処分を受けます。対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の額の算定方法や、対象取締役等に対して当社の普通株式を割り当てる条件等は、以下の()及び()のとおりです。

なお、当該金銭報酬債権の支給及び本株式の割当ては、上記の現物出資に同意していることに加えて、当社と対象取締役等との間でTSR連動型譲渡制限付株式に係る割当契約(以下「本割当契約」といいます)を締結することを条件とするものとし、本割当契約の内容としては、対象取締役等(退任者(注1)を除く)は、一定期間(以下「本譲渡制限期間」といいます)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれます。

(注1) 退任者とは、本払込期日(下記()に定義します)において、当社の取締役又は当社の取締役を兼務しない執行役員を退任又は退職し、当社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも有しないこととなった者をいいます。

() 金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役等(本()において、評価期間中に、当社の取締役、執行役又は執行役員の地位を有することとなった者を含みます)に対して支給する本株式を付与するための金銭報酬債権の額は、対象取締役等に対して最終的に割り当てる本株式の数(以下「最終割当株式数」といいます)に評価期間終了後に行われる当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日又は取締役会からの委任を受けた執行役の決定日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利にならない範囲において決定する価額を乗じることにより算定されます。最終割当株式数は、予め報酬委員会及び取締役会において役位別に定めた基準額に相当する数の基準ユニットに、以下のとおり評価期間中の相対TSRの達成度に応じた割合を乗じて算定した数とします。

相対TSRが150%以上の場合：150%

相対TSRが50%以上150%未満の場合：相対TSRと同率

相対TSRが50%未満の場合：0%

但し、当社TSR(注3)が100%以下の場合、相対TSRが100%以上であっても100%を上限とします。

(注2)「相対TSR」は、評価期間の当社株主総利回り(Total Shareholder Return(TSR))を、同期間のTOPIX(配当込み)成長率と比較した以下の算定式により算出します。

相対TSR = 評価期間の当社TSR ÷ TOPIX(配当込み)成長率(注4)

(注3)「当社TSR」は、以下の式で算出する数値とします。

A: 評価期間の初日の前日(同日を含みます)の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値

B: 評価期間の末日(同日を含みます)の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値

C: 評価期間中の配当基準日に対応する当社の普通株式1株当たり配当金の合計額

当社TSR = (B + C) ÷ A

(注4)「TOPIX(配当込み)成長率」は、以下の式で算出する数値とします。

D: 評価期間の初日の前日(同日を含みます)の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所におけるTOPIX(配当込み)の終値の平均値

E: 評価期間の末日(同日を含みます)の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所におけるTOPIX(配当込み)の終値の平均値

TOPIX(配当込み)成長率 = E ÷ D

() 対象取締役等に対する本株式の割当条件

当社は、対象取締役等が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、評価期間終了後、対象取締役等に対して最終割当株式数の本株式を割り当てます。

対象取締役等が、評価期間中、継続して、当社の取締役、執行役又は執行役員のいずれかの地位にあったこと

当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、評価期間中に対象取締役等が任期満了、死亡その他の正当な理由により当社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、退任又は退職した者(死亡による退任又は退職の場合にはその承継者)に割り当てる本株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整することができます。

当社は、報酬委員会及び取締役会にて決定された取締役及び執行役並びに執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬水準に基づいて、2023年度の報酬等として本制度の対象となる2023年7月時点での対象取締役4名及び取締役を兼務しない執行役員28名(それぞれ退任者を含む)に対し、金銭報酬債権合計1,515,150,119円(うち対象取締役分は411,607,140円)(以下「本金銭報酬債権」といいます)を付与のうえ、本割当決定日付けの代表執行役の決定により、当社の普通株式291,319株(うち対象取締役分は79,140株)を処分することといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中長期にわたって実現するため、本譲渡制限期間を、2026年8月31日(以下「本払込期日」といいます)から当社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する直後の時点までの間としております。

なお、退任者には本譲渡制限期間はありません。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社の普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	291,319株	1,515,150,119	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	291,319株	1,515,150,119	-

- (注) 1. 本制度に基づき、対象取締役等に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額の総額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の2023年度のTSR連動型譲渡制限付株式報酬として支給される本金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額
2023年7月時点で当社の取締役(社外取締役を除く)であった者(退任者を含む): 4名	79,140株	411,607,140円
2023年7月時点で当社の取締役を兼務しない執行役員であった者(退任者を含む): 28名	212,179株	1,103,542,979円
計	291,319株	1,515,150,119円

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,201	-	1株	2026年8月11日 ～ 2026年8月30日	-	2026年8月31日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月31日(本割当決定日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である5,201円としております。これは、本割当決定日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。
3. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の2023年度のTSR連動型譲渡制限付株式報酬として支給される本金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
丸紅株式会社 人事総務部	東京都千代田区大手町一丁目4番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) TSR連動型譲渡制限付株式報酬として支給される本金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	1,000,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、ステークホルダーの皆様と共に新しい価値を創出する丸紅グループの在り姿に即した経営の実践を促し、中長期的な企業価値との連動性をより高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするとともに、当社の株主還元方針を踏まえた報酬制度として、本制度を導入しております。

本自己株式処分は、本制度に基づく当社の2023年度のTSR連動型譲渡制限付株式報酬として支給される本金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)2026年6月12日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年8月3日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書2通を2026年6月19日に関東財務局に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月22日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年8月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年8月3日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

丸紅株式会社本店
(東京都千代田区大手町一丁目4番2号)
丸紅株式会社大阪支社
(大阪市北区堂島浜一丁目2番1号)
丸紅株式会社中部支社
(名古屋市中区錦二丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。